

33 公益社団法人宮城県物産振興協会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区上杉1丁目14-2			代表者	会長 吉田 久武			
電話	022-263-5050	ファックス	022-263-5369	ホームページ	http://www.miyagibussan.or.jp/			
設立	昭和30年7月11日	改革分類	自立支援団体	県担当課	農林水産部 食産業振興課			
出資等の状況	第1位	- (-)	第2位	- (-)	第3位	- (-)	その他	- (-)
		千円		千円		千円		千円
設立目的(定款等)	宮城県の物産振興に関する事業を行なうことにより、地場産業の育成を図り、地域文化の向上及び地域社会の発展に寄与する。						出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	公益目的事業	471,049	456,286	449,754	県産品情報発信・販路開拓(アンテナショップ運営等)、生産者育成事業(講演会等)
	全体事業に占める割合	64.6%	67.2%	68.2%	
事業2	収益目的事業(販売事業等)	141,703	114,267	99,419	県産品の販売、物産展
	全体事業に占める割合	19.4%	16.8%	15.1%	
事業3	収益目的事業(飲食店事業)	116,498	108,373	110,714	アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」イートインコーナーの運営
	全体事業に占める割合	16.0%	16.0%	16.8%	
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		729,250	678,926	659,887	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
宮城県産品の生産から販売までをサポートすることにより、地場産業の育成と県産品の販路拡大を図ることを目的とする。	当該団体は、県内各業界の物産振興を通じた本県経済の発展を担う第一人者として、本県の物産と観光の振興に貢献している。その活動は、本県はじめ各市町村との密接な連携を保ちながら、行政だけではカバーしきれない部分において必要なサービスを提供するものであり、貴重な担い手である。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
サポートするツールが限定されており、幅広い販路開拓に繋がっていないこと、国内顧客中心の販売促進となっている。	今後も県産品の紹介・開発・研究や、販路開拓の機会の創出など、地域経済の活性化に向けた協働を期待する。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	組織運営について、業務上の規約等の整備は実施している。コンプライアンスに関する規程や体制整備に課題はあるが、定期的なミーティングの実施により内部統制等を図り法令遵守を徹底している。監査関係についても税理士による確認を受けている。人材育成については、将来展望の提案はあるものの、現時点で課題となっている。	コンプライアンス等の体制整備に課題はあるものの、常日頃のミーティング等により法令遵守等を図っている。会計面についても、税理士による確認を受けており、実効性を保った監査が行われている。人材育成については、当該団体の将来を担うために必要不可欠であり、取組の強化を期待するとともに、側面支援等を実施したい。	B
ロ 財務の健全性 ※1	公益団体として認可されているが、その事業執行のための事業費の確保は自らの収益事業から捻出しなければならない状況であり、バランスの取れない収支状況となっている。しかし、平成29年度は、経常費用の抑制等に努め、収支は単年度で黒字化した。今後も協会独自に設置した「活性化プラン検討会議」の議論を踏まえ、収支改善等に向けた取組を強化したい。	当該団体は平成28年度の決算状況(▲26,159千円)を踏まえ、29年度において、人員配置や事業見直し等により経常費用の抑制に努めた。また、新規の物産展等に積極的に参画し、事業収益の確保にも努めた。その結果、累積欠損金は残したものの、収支を単年度で黒字化(+1,301千円)したことは大変評価できる。	C
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	経営基盤の確立が現状の課題であり、独自に設置した「活性化プラン検討会議」における検討により今後の指針と方向性を決定した。今後は収支改善の取組を強化しながら、具体的な事業プランを策定していく。	当該団体は将来を見据えた経営基盤の確立等を図るため独自に検討会議を設置し、経営改善等に向けた取組を強化している。その取組により、平成29年度決算は単年度で黒字化した。今後も検討会議の議論や協会の取組に注視しながら側面支援等を行い、健全経営に向けた方策を検討していく必要がある。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	225,863	193,442	176,492	△ 16,950
	流動資産	116,333	118,863	107,867	△ 10,996
	固定資産	109,530	74,579	68,625	△ 5,954
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	204,499	197,233	179,124	△ 18,109
	流動負債	115,950	136,190	119,607	△ 16,583
	固定負債	88,549	61,043	59,517	△ 1,526
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	21,364	△ 3,791	△ 2,632	1,159
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	21,364	△ 3,791	△ 2,632	1,159	
正味財産増減計算書	経常収益	760,193	659,512	667,166	7,654
	うち事業収益	666,746	619,179	619,185	6
	経常費用	735,427	685,671	665,865	△ 19,806
	うち管理費	6,177	6,877	6,220	△ 657
	評価損益等調整前当期経常増減額	24,766	△ 26,159	1,301	27,460
	当期経常増減額	24,766	△ 26,159	1,301	27,460
	経常外収益	0	1,146	0	△ 1,146
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	1,146	0	△ 1,146
	当期一般正味財産増減額	18,554	△ 25,155	1,159	26,314
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	18,554	△ 25,155	1,159	26,314	
県の財政的関与	補助金	5,471	452	950	498
	委託金 ※2	77,204	26,232	31,754	5,522
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	82,675	26,684	32,704	6,020
	総収入 ※3	760,193	660,658	667,166	6,508
	総収入に対する補助金等割合	10.9%	4.0%	4.9%	
	単年度貸付額	22,500	22,500	22,500	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体が利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	9.5%	-2.0%	-1.5%	0.5%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	100.3%	87.3%	90.2%	2.9%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	10.0%	11.6%	12.7%	1.1%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	3.3%	-4.0%	0.2%	4.2%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.8%	1.0%	0.9%	-0.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	18 (0)	17 (0)	16 (0)	平均年齢	1名のため非公開
職員	常勤職員 (※4)	8	7	6	平均年収 (千円)	出資割合25%未満 のため非公開
	プロパー職員	8	7	6		
	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)	
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢	43.5
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	上記以外の職員(※5)	23	24	24		

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。